

令和4年5月17日

保護者 様

船橋市立塚田小学校
校長 竹内 健一郎

1人1台端末の持ち帰りに関する確認書

1人1台端末の持ち帰りに関して、下記内容の確認をお願いします。

記

- 1 貸与者の条件について
端末の貸与を受ける児童生徒は、船橋市立小・中・特別支援学校に在籍している者とします。卒業、転出する際は、速やかに貸与を受けた端末を学校に返却してください。
- 2 1人1台端末の利用目的について
貸与された端末は、児童生徒の学習及び学校との連絡手段として利用します。それ以外の目的では、端末を利用しないでください。
- 3 1人1台端末の利用者について
端末を利用するのは、1人1台端末を貸与された児童生徒本人及びその保護者であり、他者に利用させないでください。
- 4 1人1台端末の設定について
貸与された1人1台端末は、端末の設定の変更・解除など学習目的以外の利用はしないでください。不適切なコンテンツには、アクセスできないようにフィルタリングされています。
- 5 1人1台端末の取扱いについて
貸与された端末を利用する際は、故障や破損をしないように細心の注意を払い、万が一、盗難や故障及び破損した際には、速やかに学校に報告をしてください。

————— < き り と り > —————

令和 年 月 日

塚田小学校長 様

1人1台端末の持ち帰りに関する確認書

1人1台端末の持ち帰りに関する内容について、確認しました。

年 組 保護者氏名

児童生徒氏名

5月25日（水）までに担任へ提出してください

※この確認書は年度末に破棄します。